

平成27年第3回  
中札内村議会臨時会会議録

平成27年10月23日（金曜日）

---

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 火山敏光君 総務課長 阿部雅行君  
施設課長 大和田貢一君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

◎議事日程

- |                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 日 程 第 1           | 会議録署名議員の指名                        |
| 日 程 第 2           | 会期の決定                             |
| 日 程 第 3 承認第 3 号   | 平成 2 7 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 日 程 第 4 議案第 6 2 号 | 中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについて        |
| 日 程 第 5 意見書案第 9 号 | 環太平洋パートナーシップ協定（T P P 協定）に関する意見書   |

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布した通りでございます。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番北嶋議員と2番森田議員を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

### ◎ 日程第3 承認第3号 平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第3、承認第3号、平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

この度、村民の利便性向上のため、誘致を働きかけてきた株式会社ホームックニコットの進出が決まり、村が所有する道の駅なかさつないと、道道清水・大樹線間の用地について、支障木の伐採と用地造成のための補正予算が必要となりましたが、議会の議決を得る時間的余裕がなかったことから、財産管理費に1,232万円を追加する一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

詳細について、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認ください

ますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、中札内村一般会計補正予算、平成27年専決第5号により説明させていただきます。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,232万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億20万3,000円に調整したものであり、平成27年10月5日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にしたものであります。

次に、7ページをお開きください。

歳出の2款総務費、2項総務管理費、3目財産管理費、13節村有地支障木伐採委託32万円の追加は、貸付地立木の伐採、運搬等の委託業務を追加したもので、15節村有地造成整備工事1,200万円の追加は店舗及び駐車場予定地約1,000坪を整備すると、旧道道用地170メートルを村道として整備するものです。

歳入につきましては、留保しております普通交付税を同額追加し調整するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明を終わります。

承認第3号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） それでは、このことについて何点かご質問させていただきます。

ここの村有地に生えていた支障木、これは何本くらい整備して運搬賃、と整備した分。そして、それに対して、その支障木はどういう処分をしたのかという中身についてが1点と。

その次に、工事請負費の中で、今まで使われていなかった道道清水・大樹線の道路を村有道路に整備するという説明でしたけれども、この長さがどれくらいあるのか。距離的な長さが、大体私たちは想像がつくのですけれども、何メートルくらいの区間なのか。また、そこを整備することによって、道路が今国道からそこにずっと渡って、上札内から中札内方面に来るとということも一つは可能になるのかなと思いますし、また、今国道から信号があって、上札内に行ける。また、上札内から来る道路が2本使えるようになるということに想像するわけですが、そういうことになるのか。もう少しこちら辺の整備について詳しく聞かせていただければというふうに思います。

それと同時に、新聞報道によりますと、5月にオープンされるということで、これから店舗の改築が行われるかなというように思いますけれども、ここでの雇用というものは何人くらい雇用されて、そういう店の運営がされるのかなということがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず、支障木の伐採からご説明申し上げます。

支障木の伐採につきましては、内木調査をいたしまして、樹木は総勢54本ございました。その処分をしております。

今回の委託業務につきましては、この支障木の材木売払いを含めて、相殺して委託を支

出しております。

立木自体54本なのですけれども、すべてチップ材という形で、青木と雑木でそれぞれ単価は違いますが、木材代金でおよそ7万5,000円。今回、相殺いたしまして32万円の委託費になってございます。

次に、道路整備の関係ですけれども、道路整備する延長につきましては170メートルです。道路整備につきましては、上札内から直線的な形で着くわけではございませんで、多少かぎ状になりまして、旧道道を活用する形になります。

道の駅側も直線ではなくて、かぎ状になって、今の現道は泉団地から来る現道にぶつかるような形になります。

議員がおっしゃったように、2通りになるのですけれども、通常はやはり道道を通過して国道に出るパターンになるかと思えます。

雇用につきましては、新聞報道等あると思いますが、まだ不確定な部分がございますので、まだそこら辺は具体的に、数字的なものは出てきておりません。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 支障木については、中身はわかりましたし。

その道路の整備なのですけれども、通常は今まで通りの1本の道を利用するというのが望ましいというような内容だったのでしょうけれども、かぎ状に何か複雑でちょっと私は想像ができないのですけれども。かぎ状に整備されるということは利用者にとってどうか、不便なのかなというように思いますけれども、そこら辺のもう少し利用しやすいような形になるのかどうか。

お願いします。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田施設課長。

**○施設課長（大和田貢一君）** 今回整備いたします道路は、現在の用地は元の道道の部分の用地の部分になるのですけれども、今阿部課長から、かぎ状になるということはですね。上札内から来ると、現状では国道の信号はセンサーですぐ青に切り替わるという状況で、スムーズに出る状況なのです。渋滞もありませんし、今回新たな道路を使えないことはないのですけれども、かぎ状というのは上札内から来ると、一度六花の森に向かう40号道路を左折して、そこで約30メートルから40メートル入って、そこを右折して今整備する道路なのです。その直線にぶつかりますと、今度開拓記念館、第2駐車場に入る、泉団地を抜ける道路のところにもまたぶつかりまして、右折をして、初めて国道に出られるという状況なものですから、通れないことはないのですけれども、先ほど申し上げた通り、道道からきて国道に出るスムーズな走行を考えますと、走行もあるということはありませんので、今回の道路整備については幹線道路ではない、簡易舗装道路で整備することで計画をさせていただいております。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

そのほか、ご質疑ございませんか。

3番黒田議員

**○3番（黒田和弘君）** それでは、1、2点お伺いいたします。

新聞報道等で概略はわかっているかなというふうに思うのですが、この本会議の中で改めて確認をしたいというふうに思いますが。

その報道では、村有地を賃貸したと、こういう新聞報道があったわけですが、改めて

内容ですね。説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、店舗の概要もそれぞれ新聞報道されておりますが、村のほうとしてわかっている範囲内で、店舗の概要について報告をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 村有地の賃貸の関係についてご説明申し上げます。

村有地につきましては、貸付する面積について、1, 109. 13平米。

失礼いたしました。

面積はですね、3, 295. 72平米。坪数にしますと、996. 96坪。新聞報道等で約1, 000坪という形になってございます。

賃貸の額につきましては、貸付地の評価額を行政財産の貸付基準に算出したしまして、年額約27万8, 000円になってございます。

店舗の予定ですけれども、店舗はおよそ1, 109平米、335坪ですね。平屋と聞いてございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 基本的なことはわかりました。

そこで、村有地の関係ですけれども、こんなことあってはならないのですが、期間満了時点、何か新聞報道を見ると、15年の賃貸という、このことですが。併せて、その15年に店の都合で撤退をすると、最悪の場合ですね。私はそんなこと望んでいなくて、更新ということで、ぜひいてほしいなというふうに思うのですが。

最悪の状態、その会社として撤退をするということ想定した場合に、その店舗自体の扱いについてはどうなるのか。

普通、契約ですと、普通土地の原型復帰と言いますか、そんなことで建物自体は会社で解体をしてということになるのですが、そこら辺の中身についてどういう計画をされているのか。その辺の関係について教えていただきたいなというふうに思います。

店舗の面積等々についてはわかりましたが、取扱品や何かもちょっと概略何点か新聞報道ではされておりますけれども、伺った範囲内でどんな品物を取り扱うのか。改めて教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 賃貸期間満了及び解除につきましては、契約といたしましては、原型復旧で返還してもらうような計画になっております。

あと、予定される店舗の出店につきましては生活関連や園芸用品等が主でございまして、一部食糧品も置くと聞いてございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 待望の村民の方々が希望していたこの店舗の誘致に成功されたということで、素晴らしい成果だというふうに考えております。

このような積極的な用地の整備等をされておりますけれども、重要なのはこのお店がずっと長く営業を続けて、この村がさらに活力あふれるものにしていくことが重要だと考えます。ちなみに、今後オープンした以降の村としての支援策とかですね、どんなふうに考えていらっしゃるのか。一つ何かあれば教えていただければなというふうに思います。

そして、すいません、新聞報道で見えていない方もいらっしゃると思いますので、オープ

ン時期等も含めて、改めてこの場で説明していただければと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 順番が変わりますけれども、オープンの時期は来年春の5月の予定でございます。

5月のいつ頃かはまだ未定ですので、また期間があればと思います。

おっしゃっていただいているように、やはりせっかくおいでいただいたのでいろんな機会、当然村が使うものについてはできる限り使わせていただきますし、今お話をさせていただいているのは、これはここだけではないのですが、ほかにも防災協定というのがございますので、そういうことでいろんな機会があれば、ぜひPRをさせていただきます。

あと、村の商工会の過程もございますので、そこがどういうふうな選択をしていただけるのかはまだ具体的には決めておりませんが、やはりその地元に定着していただくことで商工会ともぜひ連携を取っていただければ、いろんなその機会でもPRをする機会も出てくると思いますので、ぜひそんなことで直接的にバックアップとするのはなかなか微妙なものもございますけれども、間接的にはいろんな形でぜひ営業が長く続くように応援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

1 番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 先ばった話になるのかもしれないのだけれども、今いちまるですか、菓のサッポロドラックですか、いいのですけれども。今後、プレミアム券も村や何かで出すような気がするのですけれども、そんな中のそういうものを使えるような契約の中に入るといふことにはならないのかなという気がするのですけれども、お願いできればそういう話の中の契約みたいなのがあればいいのかなという気がするのですけれども、ちょっとそういうことも心配なものですから。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） プレミアム券が出るか出ないかはまだ決まっていないので、そこは何とも言えないのですが、前段の森田議員のご質問にもお答えしたように、商工会とも密接に関わりを持っていただきたいと思いますし、そのことに関しては、村のほうからも機会を見て投げかけて、いろんな形でこう連携を取っていくというようなことは当然考えなければいけないというふうに思っておりますので、十分受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

なければ、質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないということで、質疑を終わらせていただきます。

承認第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第3号、平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決

いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は可決されました。

#### ◎日程第4 議案第62号 中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) 日程第4、議案第62号、中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

監査委員であります、木村誠氏が10月31日をもって任期満了となることから、再度監査委員として選任しようとするものです。

任期は、平成27年11月1日から平成31年10月31日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 議案第62号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定をいたしました。

議案第62号、中札内村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

提出議案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は可決されました。

ただいま、北嶋議員から意見書案第9号、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)に関する意見書が提出されました。

お諮りをいたします。

意見書案第9号は、緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第5として審議することにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は日程に追加し、ただちに審議することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

### ◎追加日程第5 意見書案第9号 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）に関する意見書

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5、意見書案第9号、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）に関する意見書を議題にしたいと思えます。

お諮りをいたします。

この意見書案第9号については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思えます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第9号、環太平洋パートナーシップ協定に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案の通り可決されました。

### ◎ 閉会の宣言

○議長（高橋和雄君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回中札内村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時26分